

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案について

1 改正の趣旨

管理職隊員であった者の離職後 2 年間の再就職の届出に関して、自衛隊法施行規則（昭和 29 年総理府令第 40 号。以下「規則」という。）第 65 条の 14 の規定に基づく防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額については、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して 1 年間につき、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 3 項第 1 号に規定する給与所得控除額（65 万円）と、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 16 の 2 第 1 項第 1 号イ又は第 2 号に掲げる場合における基礎控除の額（所得税法第 86 条第 1 項第 1 号に規定する基礎控除の額（58 万円）に租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する額（37 万円）を加算した額（95 万円））の合計額（160 万円）と規定しているところ、所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号。以下「改正法」という。）附則第 101 条により、令和 10 年分以後、基礎控除の額は全国消費者物価指数の変化率に応じて 2 年ごとに見直すこととされた。

今般、改正法の施行に伴い、規定が複雑化していること等に鑑み、届出制度の安定性を確保するため、所得税法及び租税特別措置法を引用せずに、当該額を直接規定する規則について、所要の改正を行うもの。

再就職後の届出は、自衛隊員の再就職に関し、公務の信頼性や透明性を確保するという目的で義務付けているところ、再就職によって得る報酬額が社会通念上少額である場合には、公務の公正性を損なうことがないということから届出を要しないこととしており、一般職の規定（職員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 83 号）第 10 条）に倣い、「社会通念上少額」である額として、所得税法を引用し、所得税の支払いが発生する年収額に相当する額を基準とすることで対象を明確化している。

2 改正の概要

規則第 65 条の 14 中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額」を「百六十万円」に改める。

なお、本改正は、防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額の規定ぶ

りを改めるものであり、当該額を変更するものではない。

3 意見公募手続

本件は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当することから、同条第1項の規定は適用されず、意見公募手続は実施しない。

4 施行期日

令和8年10月1日